

# 公 告

下記の掛川市公有財産売払いについて、一般競争入札を行うので、掛川市公有財産の売払いに係る一般競争入札の実施に関する要領第3条の規定に基づき公告する。

令和5年11月2日

掛川市長 久保田 崇

## 記

### 1 入札執行者

掛川市長 久保田 崇

### 2 入札に付する公有財産

入札対象財産

#### 土地

地番：掛川市和田字堀之内95番1、98番7

地目：宅地

面積：2,385.30㎡、3,135.48㎡ 計 5,520.78㎡

予定価格（最低売却価格） 27,600,000円

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

掛川市内に住民登録をしている個人、又は掛川市内に本社及び営業所のある法人で次の各号のいずれにも該当しない者

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する掛川市の職員
- (4) 一般競争入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者
- (5) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) その他、市長が入札参加者として不適当であると判断した者

#### 4 入札に参加する申請の期間及び場所

##### (1) 申請期間

令和5年11月6日(月)から令和5年12月28日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 申請場所 掛川市役所総務部資産経営課  
電話番号 0537-21-1132(直通)

#### 5 入札の日時及び執行場所

(1) 日 時 令和6年1月18日(木) 午前10時30分から

(2) 執行場所 掛川市役所 4階 会議室6

#### 6 入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する者の入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 金額を訂正して入札した者

(3) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者

(4) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者

(5) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者

(7) 2人以上の代理人となって入札した者

(8) 入札書を指定した日時及び場所に提出しなかった者

(9) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者

(10) 入札参加心得に示した条件に違反して入札した者

(11) 前各号に定める者のほか、指示した条件に違反して入札した者

#### 7 入札保証金に関する事項

入札保証金は無しとする。

#### 8 その他必要な事項

(1) 郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 詳細は「令和5年度第1回一般競争入札による市有地売り払い応募要領」及び「掛川市公有財産の売払いに係る一般競争入札の実施に関する要領」による。

(3) 照会窓口は、掛川市役所総務部資産経営課管財係(電話番号:0537-21-1132(直通))とする。